

■「介護サービス事業者経営情報の報告」に関する Q&A を事務連絡

- ・厚生労働省は3月11日付で「介護サービス事業者経営情報の報告」に関する Q&A (Vol.4) について周知を促す事務連絡を都道府県などに出した。事務連絡ではまた、2024年3月31日-12月31日に会計年度が終了する場合、25年3月31日までに初年度の報告を行う必要があるとして、関係団体への周知を呼び掛けている。
- ・Q&A では、原則全ての介護事業者に経営情報の報告を求める新たな制度に関して、複数の事業所を運営する法人の職員が会計年度中にほかの事業所に異動した場合について質問。異動後に支払った給与の報告は不要だと回答した。
- ・1月6日に運用を開始した経営情報の報告システムでは、各事業所に勤務する職員数を会計年度の初月に在籍している人数で判断する。そのため、各事業所が報告する職種別給与も会計年度初月に在籍する職員に支払った総額を報告することになっている。Q&A によると、職員の異動があった場合、異動後に支払った給料は異動先の事業所でも報告は不要とした。この取り扱いは、非常勤職員でも同様とした。
- ・ただ、この運用では法人が報告した職種別給与のデータと経営実態にずれが生じる可能性もあることから、厚労省の担当者は「今後この報告制度で問題がないかを検討する」としている。
- ・Q&A ではほかに、同じ拠点で2つの事業所を運営しているケースでの報告の取り扱いについても事例を示した。同一拠点の A と B の事業所をまとめて会計管理している場合は拠点単位での報告を求めているが、事業所ごとに管理している場合でも、A 事業所の職員が B 事業所に従事し、B 事業所ではその職員に対する人件費などを計上していなければ拠点単位での報告を行う。この取り扱いは報告システム上、事業所に従事する職員の給料を「ゼロ」と入力することができないため。
- ・また、同一の職員が複数の事業所の業務を兼務し、各事業所での常勤換算数が、1未満になる場合は、小数点以下第2位を四捨五入して報告する取り扱いを示した。・所定の労働日数・時間がない労働契約を結んでいる登録ヘルパーの常勤換算については、月ごとの労働時間を各事業所での通常の労働者の1週間当たりの所定労働時間に4を乗じた数で割って算出する。算出結果が、小数点以下第2位を四捨五入しても0.1に満たない場合は、常勤換算数を0.1として報告することとした。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 介護保険最新情報 Vol.1365「介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける初年度報告の締切日の再周知及び「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A（Vol.4）」の発出について
令和7年3月11日 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
<https://www.mhlw.go.jp/content/001439477.pdf>